

大阪市港区 地域防犯計画

平成 28 年 7 月
(令和 5 年 7 月一部改訂)

大阪市港区役所

目 次

第1章	計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	港区における犯罪の現状と課題・・・・・・・・	1
1.	街頭犯罪・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2.	子どもをめぐる犯罪・・・・・・・・・・	2
3.	特殊詐欺・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第3章	計画に取り組むにあたっての基本的な視点・・・・・・・・	5
第4章	安心・安全なまちづくりに向けた取組・・・・・・・・	6
1.	警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく 臨機かつ機動的な防犯対策の強化・・・・・・・・	6
(1)	迅速な犯罪情報の提供	
(2)	区役所職員による青色防犯パトロール	
2.	各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援・・	7
(1)	地域防犯活動情報交換会の開催	
(2)	青色防犯パトロール活動への支援	
(3)	街路防犯灯の設置に対する支援	
(4)	落書き消去活動への支援	
3.	子どもを犯罪から守る取組の強化・・・・・・・・・・	8
(1)	「子ども安全見守り隊」への支援	
(2)	「こども110番の家」事業の推進	
(3)	子どもの安全見守り防犯カメラの設置	
(4)	子どもが加害者とならないための取組	
①	青少年指導員による活動の推進	
②	青少年福祉委員による活動の推進	
③	区青少年育成推進会議による取組みへの支援	
④	地域実情に即した関係機関との弾力的な連携	

4. 警察等と連携した
区民への防犯知識の普及・啓発の強化・・・・・・・・・・ 9
- (1) 地域安全センターを通じた情報提供
 - (2) 広報紙やホームページ等を活用した
防犯知識の普及・啓発
 - (3) 街頭・イベント等での啓発活動の推進
 - ① 自転車盗防止啓発活動
 - ② 防犯教室の開催
 - (4) 特殊詐欺の被害防止対策
 - ① 青色防犯パトロールによる啓発と
警察と連携した情報発信
 - ② 特殊詐欺対策機器の無償貸与
 - ③ 街頭・イベント等での啓発活動
 - (5) 安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組

第1章 計画の方針

「大阪市港区地域防犯計画（以下「本計画」という。）」は、「大阪市安全なまちづくり条例」及び「大阪市安全なまちづくり基本計画」のもと、港区内の犯罪発生状況や犯罪特性等を踏まえ、区民、事業者、警察、区役所その他関係機関等がそれぞれの役割を果たし連携・協力しながら、犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進することを目的としています。

また、「本計画」は、「港区まちづくりビジョン」に掲げる「安全・安心・快適なまちづくり」と密接に関連しており、「本計画」を着実に実行することで、一人ひとりの区民が日常生活の中で犯罪への不安を感じることなく、安全で安心して暮らせるまちの実現をめざします。

第2章 港区における犯罪の現状と課題

1. 街頭犯罪

港区の街頭犯罪発生件数は、平成24年から平成29年までは、550件前後でほぼ横ばいに推移していましたが、平成30年以降は減少傾向にあり、直近データの令和3年では、大阪市24区の中で1番目に少ない件数となっています（215件）。

犯罪別では、自転車盗が大半で毎年発生件数の7割前後を占めています。

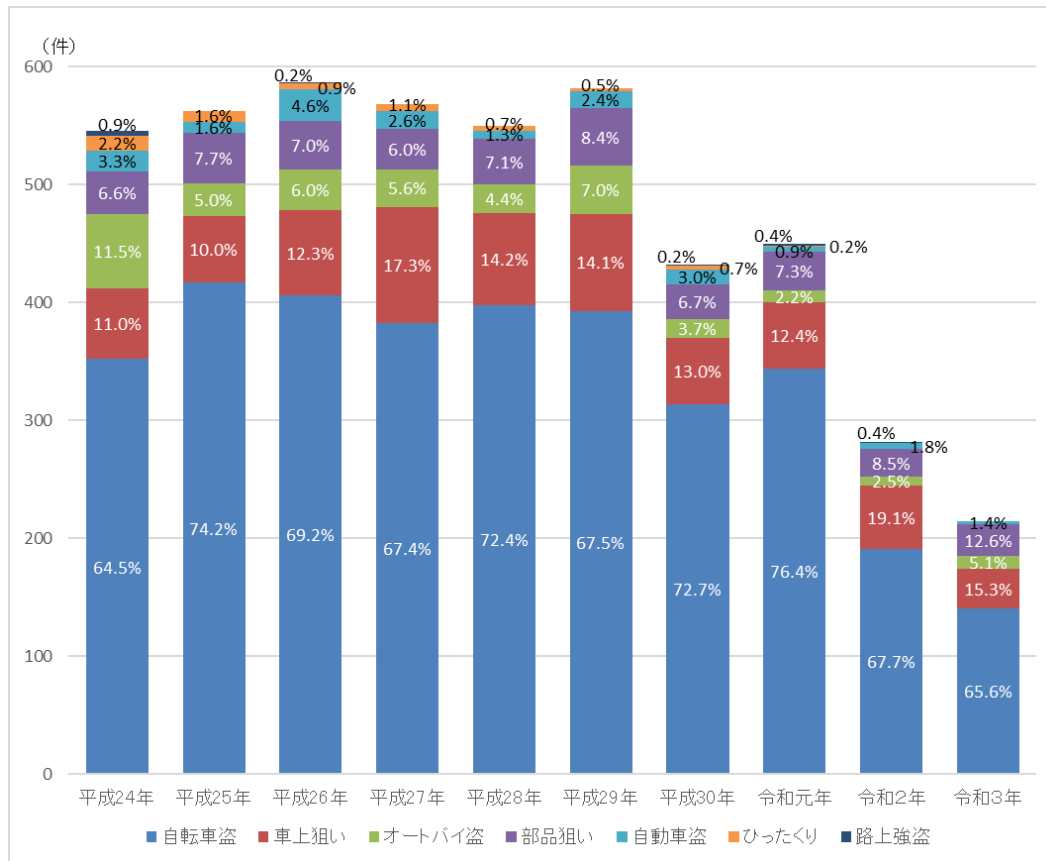
殺人等の重大事件は、ほとんど発生していませんが、ひったくりや自動車関連犯罪（自動車盗・車上ねらい・部品ねらい）など、区民に大きな不安を与える犯罪も発生しています。

身近な犯罪をいかにして抑止するか、犯罪に対する区民の不安をいかにして和らげるかが重要な課題となっています。

■平成24年～令和3年の区内の街頭犯罪発生件数

街頭犯罪種別	平成							令和			割合 (令和3年)
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年	
自転車盗	352	417	406	383	398	393	314	344	191	141	65.6%
車上狙い	60	56	72	98	78	82	56	56	54	33	15.3%
オートバイ盗	63	28	35	32	24	41	16	10	7	11	5.1%
部品狙い	36	43	41	34	39	49	29	33	24	27	12.6%
自動車盗	18	9	27	15	7	14	13	4	5	3	1.4%
ひったくり	12	9	5	6	4	3	3	1	0	0	0.0%
路上強盗	5	0	1	0	0	0	1	2	1	0	0.0%
合計	546	562	587	568	550	582	432	450	282	215	100.0%

■ 区内の街頭犯罪発生件数の推移

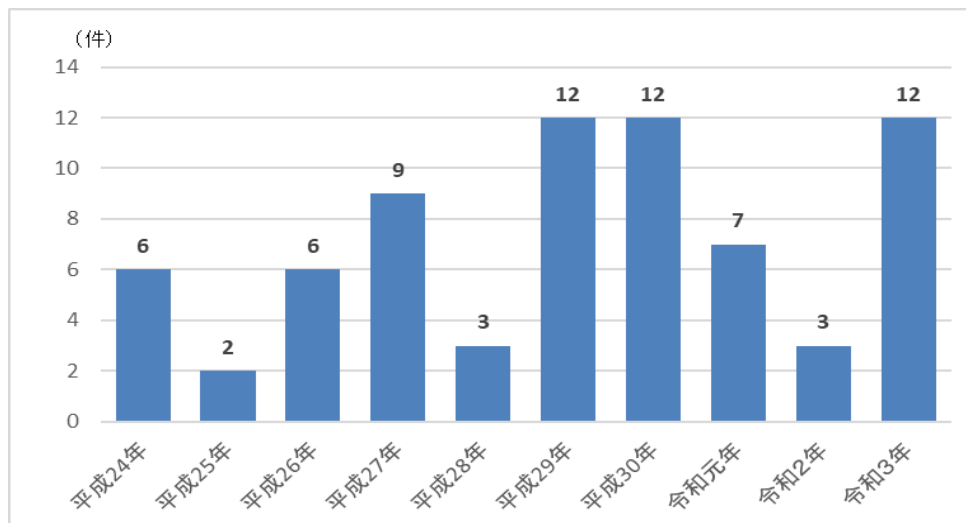


2. 子どもをめぐる犯罪

近年、子どもに対する「声かけ」などの事案が発生しています。

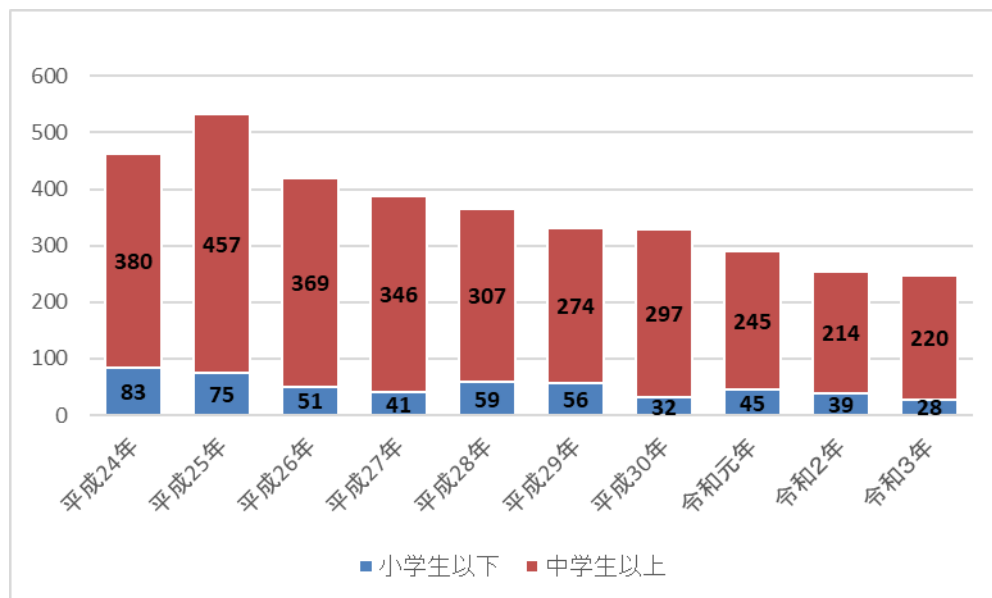
不審者による港区内の子どもの声かけ事案発生件数は、平成29年、平成30年、令和3年で10件以上（12件）発生しています。その行為自体は犯罪行為にならない場合が多いですが、そこから誘拐や性犯罪等に発展する可能性が極めて高い行為です。

■ 区内の子どもの声かけ事案発生件数（安まちメール受信件数）の推移



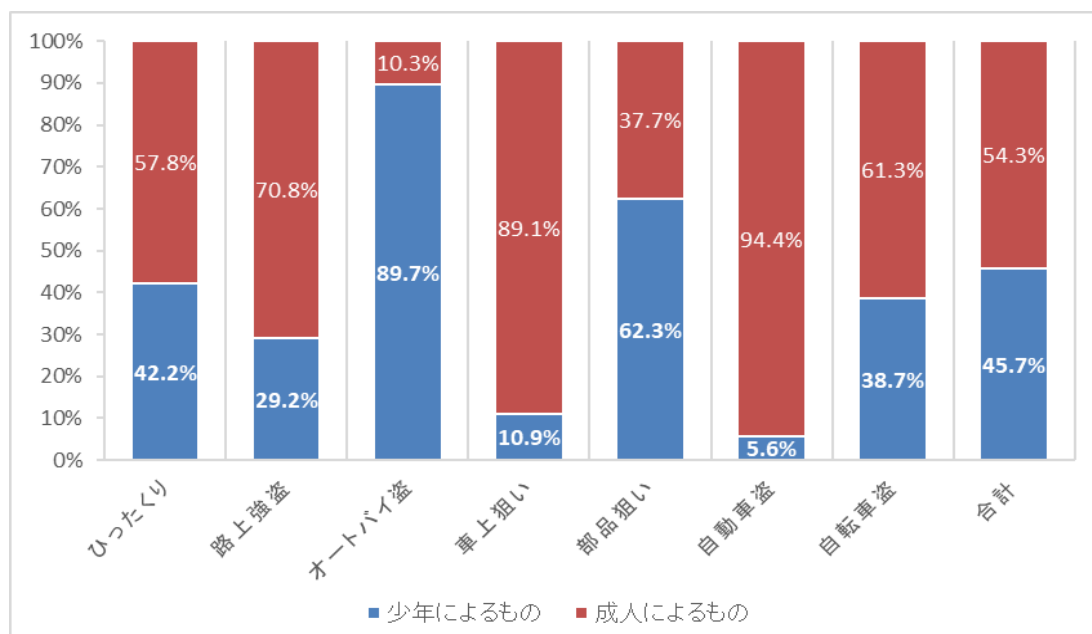
大阪市内の「強制わいせつ」認知件数は、平成25年をピークに減少傾向にあります。直近データの令和3年では、小学生以下で28件、中学生以上で220件発生しており、依然として多くの子どもが被害に遭っています。

■大阪市内の「強制わいせつ」認知件数の推移



大阪府下の街頭犯罪検挙・補導人員に占める少年の割合は、全体で50%近くを占め、犯罪別では、オートバイ盗が約90%と最も高くなっています。

■大阪府下の街頭犯罪検挙・補導人員に占める少年の割合（令和3年）



（街頭犯罪における少年の占める割合の統計は、「大阪の少年非行」 令和3年中の概況による）

子どもを犯罪から守るためには、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を醸成し、地域ボランティアによる見守り活動などを活発化していくことが重要です。

防犯環境が整備され、自主防犯活動が活発な地域では、子どもが犯罪の被害に遭わない、その加害者を生み出さない社会が形成されます。さらに、コミュニティに活気がある地域では、保護観察制度などがより効果的に機能し、社会復帰をめざす者にとっても、再犯に至ることなく更生につながる人が多いと考えられます。

活気ある地域コミュニティづくりと地域防犯力の強化を促進し、警察、区役所、保護司会、関係機関等が進める犯罪抑止や再犯防止等の取組と連携し、地域社会全体で子どもを犯罪から守ることが強く求められます。

3. 特殊詐欺

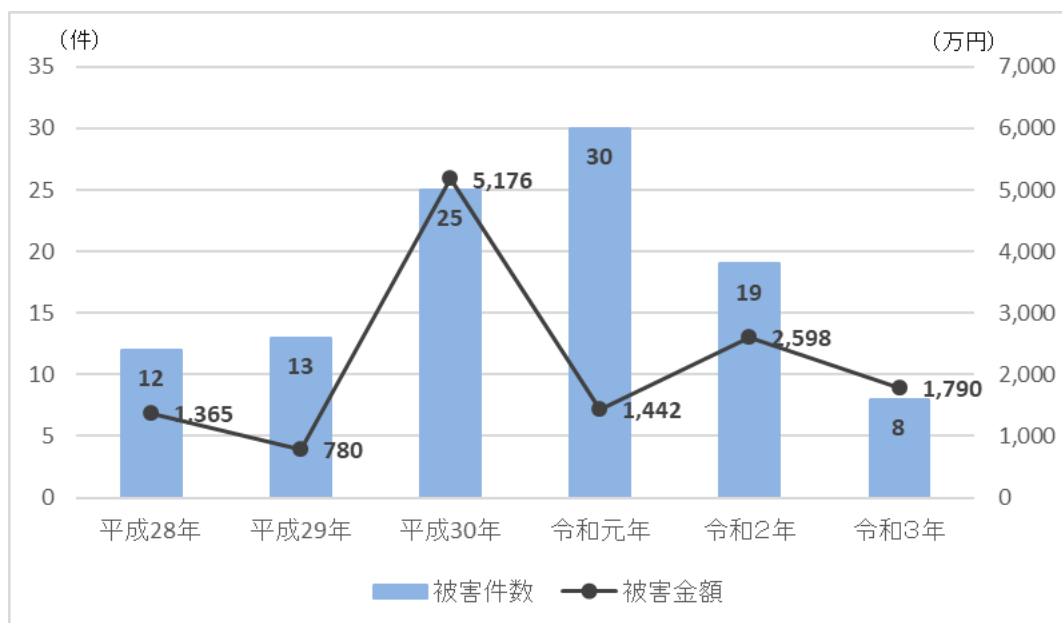
振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺が全国的に多発しています。

特殊詐欺は、犯人が電話等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、指定した預貯金口座への振込み等により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の事です。

港区においては、被害件数では、平成30年に25件、令和元年に30件と数多く発生し、平成30年の被害金額は、5,000万円を超えています。令和2年以降は減少し、令和3年は8件に止まっているものの、被害金額が2,000万円近くあり、依然として多くの被害が発生している状況にあります。

被害者の多くは高齢者の方であることから、高齢者世帯などを対象に関係機関と連携しながら、有効な被害防止対策に取り組んでいくことが重要となっています。

■ 区内の特殊詐欺被害件数と被害金額



第3章 計画に取り組むにあたっての基本的な視点

犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進するにあたっては、行政だけでなく各地域においても、その地域の実情に応じた効果的な防犯対策に取り組む必要があります。

地域防犯においては、「犯罪者に犯行の機会を与えないことで、犯罪を未然に防止する」という、いわゆる犯罪が起りにくい環境づくりを行うことが大変重要であり、防犯対策としては、積極的に防犯知識を身に付ける、地域で防犯パトロール活動を行うなど、区民一人ひとりがすぐに取り組めるものが多く、しかも効果的だとされています。

このような観点から、「本計画」は、港区の防犯対策の取組事項を4つの基本的な視点からとりまとめ、犯罪のない安全・安心なまちづくりに向けた取組を推進します。

1. 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

警察と連携し、犯罪発生状況を分析して犯罪抑止に繋がる情報を迅速に発信するとともに、発生状況を踏まえた防犯パトロールなど臨機かつ機動的な防犯対策を実施します。

また、犯罪行為を抑止する防犯カメラの設置を進めるとともに、高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺について、警察と連携を図りながら、被害防止対策に取り組めます。

2. 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

平成26年度から各地域の地域活動協議会が「地域防犯計画」を策定し、自主防犯活動に取り組んでおり、これまでの取組みの結果、街頭犯罪は着実に減少してきています。

今後とも、各地域の団体やグループによる防犯パトロールなどの自主防犯活動を支援します。

3. 子どもたちを犯罪から守る取組の強化

学校、保護者、地域、関係機関等と連携し、子どもたちの安全に関わる危機管理情報の迅速な伝達を図るとともに、登下校時や放課後における子どもたちの安全確保や犯罪から子どもたちを守る取組を強化します。

4. 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

警察等と連携し、自転車盗や車上狙い、部品狙い、高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法等の被害に遭わないために、広報紙やホームページ及びSNS等で情報発信するとともに、地域・事業者・関係機関と協働して、防犯知識の普及・啓発に努めます。

第4章 安全・安心なまちづくりに向けた取組

1. 警察と連携した犯罪発生状況の分析に基づく臨機かつ機動的な防犯対策の強化

(1) 迅速な犯罪情報の提供

大阪府警察では、不審電話や子どもに対する声かけなどの犯罪について、いつどこで発生したかなどの情報を携帯電話等にリアルタイムに送信するサービス（「安まちメール」）に加え、全般的な街頭犯罪の発生情報を公表しています。

このサービスを活用して、港区役所はツイッターで犯罪発生情報を迅速に発信するとともに、区のホームページで公表しています。

区民一人ひとりの備えや地域での活動につながるよう、引き続き、迅速・的確に犯罪に関する情報を積極的に提供します。

(2) 区役所職員による青色防犯パトロール

青色防犯パトロール活動は、防犯上の効果が高いと言われていることから、青色回転灯を装着した公用車により、犯罪発生情報を踏まえ、臨機かつ機動的な巡回監視を行っており、今後も引き続き実施します。



区役所職員による青色防犯パトロール

2. 各地域の防犯行動計画に基づく自主防犯活動の支援

(1) 地域防犯活動情報交換会の開催

地域防犯活動が効果的・効率的なものとなるよう、警察や防犯協会等と連携して、各地域の担当者を対象とした地域防犯活動情報交換会を定期的を開催します。

(2) 青色防犯パトロール活動への支援

青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロール活動は、高い視認性とその抑止力により、防犯上の効果が高いと言われています。街頭犯罪発生件数の減少をめざし、青色防犯パトロール活動に取り組みされている地域を支援します。



地域で活躍している青色防犯パトロールの車

(3) 街路防犯灯の設置に対する支援

私道など暗い道での防犯を目的として、街路防犯灯の設置助成を行っています。

街路防犯灯の設置により、まちを明るくし、歩行者や自転車の通行の安全を確保するとともに、夜間に発生するひったくりなどの犯罪発生を防止することが期待できます。

電気料金等を負担し、日常管理する地域等に対して、街路防犯灯の設置を行います。

(4) 落書き消去活動への支援



弁天町駅前の落書き消去活動

軽微な犯罪やモラル・マナー違反が放置されていると、そのうち「自分だけではない」、「皆やっている」という意識から罪悪感が薄れ、犯罪が多発するようになり、これがエスカレートして凶悪犯罪の発生につながると指摘されています。

落書きのような小さな犯罪も放置しないことが犯罪の防止につながることから、地域主体の落書き消去活動を支援します。

3. 子どもたちを犯罪から守る取組の強化

(1) 「子ども安全見守り隊」への支援

各小学校区では、登下校時における児童生徒の犯罪被害防止のため、地域のボランティアや保護者が見守り活動を行っています。

これらの活動を行う地域活動協議会の「子ども安全見守り隊」活動を支援します。



登下校の見守り活動

(2) 「こども110番の家」事業の推進

港区では、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、「こども110番の家」事業(※)を推進しています。

「こども110番の家」は、約470か所に設置されていますが（令和5年3月末現在）、今後も学校、PTA、地域等と連携して、設置個所を増やすとともに、子どもたちがいざという時に確実に利用できるよう、「こども110番の家」の場所を子どもに認識させる取組を進めます。

「こども110番の家」事業(※)

地域の方々や店舗・事業所が「こども110番の家」の旗を掲げ、子どもたちがトラブルに巻き込まれそうになったときに駆け込み、助けを求めることにより、子どもたちを犯罪から守り、被害を最小限に止めようとする事業。

(3) 子どもの安全見守り防犯カメラの設置

子どもたちの犯罪被害や街頭犯罪を防止し、安全を確保するため、通学路や公園等への防犯カメラを設置しています。

(4) 子どもが加害者とならないための取組

子どもたちが被害者となる犯罪を防止することはもちろん、子どもたちが加害者とならないための非行防止教室等の取組も非常に重要です。

地域ボランティア、学校、保護者、警察、その他関係機関等と連携し、青少年の健全育成、非行防止の取組を進めます。

① 青少年指導員による活動の推進

青少年指導員をはじめとする地域ボランティアにより行われている小学校区単位の夜間巡視など、青少年の非行を防止する活動を促進します。

② 青少年福祉委員による活動の推進

地域ぐるみで青少年を健全に育成する環境づくりを進めるため、青少年福祉委員により行われている社会環境浄化に向けた取組など、青少年を健全に育成する活動を引き続き推進します。

③ 区青少年育成推進会議による取組への支援

昭和57年、区内の中学生の覚せい剤乱用事件を契機に、学校、PTA、地域団体が結集し、「港区少年を守る環境浄化推進会」が結成され、地域ぐるみで子どもたちの健全な育成を図る取組が進められてきました。

平成10年、大阪市の全区で「青少年育成推進会議」を設置することとなったことに伴い、名称の変更が行われ、現在に至り活動を実施しています。

中学校単位で、夏休みや夜間の巡視、講演会、情報の交換などが行われており、これらの活動を引き続き支援します。

④ 地域実情に即した関係機関との弾力的な連携

少年の非行等を未然に防ぐためには、早期に適切に対応することが重要です。学校と警察および関係機関では定期的に「学校警察連絡協議会」を開催し、情報の共有や非行少年・課題のある少年の対応についての検討が行われています。区役所もこれらの会議に参加するなど、会議の構成団体等と連携して、個々具体的なケースに基づいて青少年の健全育成に取り組みます。

4. 警察等と連携した区民への防犯知識の普及・啓発の強化

(1) 地域安全センターを通じた情報提供

地域安全センターは、地域の防犯力を向上させるために、地域の防犯活動の拠点として平成26年度から港区内の老人憩いの家12か所に設置しています。

地域安全センターでは、制服警官の立ち寄りや警察、区役所からの防犯情報を住民がいつでも閲覧できる状況となっています。

引き続き、各種防犯情報等を継続して提供します。

(2) 広報紙やホームページ等を活用した防犯知識の普及・啓発

自転車盗や車上狙い、部品狙い、高齢者が特に狙われやすい振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や悪質商法のほか、成人年齢引き下げに伴う消費者トラブル等の被害に遭わないために、広報紙やホームページ等を活用して防犯知識の普及・啓発に努めます。

(3) 街頭・イベント等での啓発活動の推進

① 自転車盗防止啓発活動

港区の街頭犯罪で最も多い自転車の盗難を防止するためには、「必ず施錠する」「不法駐輪をしない」などの予防を心がけることが重要です。



自転車盗防止啓発活動

自転車をとめる時は、短時間でも必ず鍵をかけるように、警察と連携して、街頭やイベント等で啓発チラシを配布する等、自転車の施錠に対する啓発活動を行います。

② 防犯教室の開催

防犯のためには、区民一人ひとりが安全に関する知識を持つことが必要です。

小学校の防犯教室のほか、地域の集まりなどに出向き、「ひったくり」や「振り込め詐欺」に遭わないための防犯教室を警察と連携して行い、防犯知識の普及・啓発を図ります。



防犯教室の開催

(4) 特殊詐欺の被害防止対策

① 青色防犯パトロールによる啓発と警察と連携した情報発信

「息子」「警察官」「百貨店店員」等をかたるアポ電話があった地域を中心に、青色回転灯を装着した自動車による防犯パトロール活動で積極的に啓発を実施します。

また、安まちメールによる特殊詐欺のアポ電話等の情報について、港区のツイッターやホームページにより積極的に注意喚起の広報を実施します。

② 特殊詐欺対策機器の無償貸与

大阪市では、多発する特殊詐欺被害を防止するため、大阪府警察と連携して、65歳以上の方がいる世帯を対象に、申請により自動通話録音機（特殊詐欺対策機器）を無償貸与しています。

また、特殊詐欺の注意喚起チラシや電話機に貼り付けるステッカーを配布し、特殊詐欺に対する注意喚起を促進します。

③ 街頭・イベント等での啓発活動

特殊詐欺の手口などを知っていただくことで被害防止につながるよう、警察と連携して、街頭やイベント等で広報啓発活動を実施します。

(5) 安全で安心して暮らせるまちづくりへの取組

港区では、安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを実現するため、区民、事業者、警察、区役所、各関係機関等で「安全なまちづくり推進協議会」を構成し、街頭犯罪が前年に比べて減少した地域を表彰するなどの取組を行っています。同協議会において、引き続き自主防犯意識の向上に向けた取組を進めます。